

# くまがや

平成 21 年  
3 月号

《第179号》

雇用対策

ニュース

編集発行 熊谷地区雇用対策協議会 熊谷市宮町 2 -39 Tel 048-521-4600  
事務局 熊谷商工会議所内  
熊谷公共職業安定所 熊谷市箱田 5-7-2 Tel 048-522-5656

## 「平成 20 年度企業トップクラス & 公正採用選考人権啓発推進員研修会」を開催

去る、2月5日熊谷文化創造館「さくらめいと」及び2月9日早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンターにおいて、ハローワーク熊谷・本庄主催による「平成 20 年度企業トップクラス & 公正採用選考人権啓発推進員研修会」が開催されました。今年度も、できるだけ多くの事業所の方々に参加していただくため、2日間の開催となりましたが、総計 147 社 149 名の事業所のトップクラスの方、及び推進員の皆様にご参加をいただきまして誠にありがとうございました。



当日は、武政所長の公正な採用選考についての注意等を含めた挨拶の後、「人権問題の現状と課題」と題し、埼玉県総務部人権推進課の吉田幸司氏により、企業の社会的責任、及び公正採用をめぐって、最近の人権問題の現状と解決のために、大変わかりやすくお話をいただきました。

その後、「選考基準」～公正な採用のため～と題したビデオを上映しました。この作品は、人材を採用するときには、応募者の基本的人権に配慮し公正な採用選考を心がけることが大切です。企業サイドと応募者の両面から採用選考の場面を描き、企業にとっても応募者にとっても幸せな採用選考のあり方を考えるものです。

日本国憲法において明記されています「職業選択の自由」が保証されるためには、基本的人権を尊重した公正な採用選考が行われ、すべての人々に就職の機会均等が確保されることが必要です。

各事業所におかれましては、本研修を契機とし、公正な採用選考システムを確保していただくとともに、基本的人権啓発の一助となれば幸いです。

なお、人権啓発のためのビデオを貸し出しておりますので、ご活用下さい。

## 労働保険のお知らせ

平成 21 年度から年度更新の申告・納付時期が変わります

平成 21 年度から、労働保険（労災保険・雇用保険）年度更新の手続きは 6 月 1 日から 7 月 10 日までの間に行っていただくこととなります。また、年度更新申告書は 5 月末に送付する予定です。

なお、労働保険料等の算定方法は変わりません（確定保険料額の算定に際しては、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります）。

詳しくは、埼玉労働局労働保険徴収課（電話 0 4 8 - 6 0 0 - 6 2 0 3）または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

## 平成 20 年度第 2 次補正予算の成立により拡充された助成金

### ◆雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

#### 1. 雇用調整助成金制度の目的

雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由（\*）により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を一時的に休業等又は出向させる事業主の方に対して、休業等に係る手当、出向に係る賃金等の負担の一部を助成することにより、労働者の失業の予防その他雇用の安定を図ることを目的としています。

\* 景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由とは、

景気の変動及び産業構造の変化並びに地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む）の出現、消費者物価、外国為替その他の価格の変動等の経済事情の変化を言いますので、以下に掲げる理由による事業活動の停止又は縮小は雇用調整助成金の支給対象となりません。

イ. 例年繰り返される季節的変動によるもの

ロ. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるもの

ハ. 法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分又は司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの（事業主が自主的に行うものを含む）

#### 2. 事業の縮小とは、

大企業 最近 3 か月の売上高又は生産量の月平均値が、直前 3 か月又は前年同期の月平均値比 5 % 以上減

中小企業 ・最近 3 か月の売上高又は生産量の月平均値が、直前 3 か月又は前年同期の月平均値比減

・前期決算等が赤字（売上高又は生産量が 5 % 以上減の場合は不要）

#### 3. 助成率

	助成率	教育訓練費
大企業	3 分の 2	1 人 1 日 1, 2 0 0 円
中小企業	5 分の 4	1 人 1 日 6, 0 0 0 円

4. 支給限度日数 最初の 1 年間 2 0 0 日までで 3 年間 3 0 0 日まで

なお、現時点では、大企業は雇用調整助成金で、中小企業は中小企業緊急雇用安定助成金（雇用調整助成金より助成率が良いため）と言うことで説明させていただきました。

## 平成 20 年度第 2 次補正予算の成立により、制度が一部拡充されました

[拡充の部分のみ掲載]

### ◇介護未経験確保等助成金

雇い入れた介護関係業務の未経験者が、さらに「介護参入特定労働者(\*)」である場合、助成金の支給額が倍額になります(下表参照)。

#### \*介護参入特定労働者とは・・・

介護関係業務の未経験者であり、かつ、以下のいずれにも当てはまる方をいいます。

- ① 雇入れ日時点で 25 歳～39 歳である方
- ② 過去 1 年間に雇用保険被保険者でなかった方

助成対象期間(1年間)の助成額 (介護参入特定労働者の場合)	支給対象期(6ヶ月間)ごとの助成額 (介護参入特定労働者の場合)
100万円まで	第1期50万円、第2期50万円

### ◇平成 20 年度経済対策に係る特定求職者雇用開発助成金(中小企業について支給額増額)

特定就職困難者雇用開発助成金	
対象労働者	支給額
高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	60万円 → 90万円
身体・知的障害者	90万円 → 135万円
身体・知的障害者(重度又は45歳以上、精神障害者)	160万円 → 240万円
短時間労働者のうち身体・知的・精神障害者	60万円 → 90万円
短時間労働者	40万円 → 60万円

緊急就職支援者雇用開発助成金	
対象労働者	支給額
短時間労働者以外	30万円 → 45万円
短時間労働者	20万円 → 30万円

高齢者雇用開発特別助成金	
対象労働者	支給額
短時間労働者以外	60万円 → 90万円
短時間労働者	40万円 → 60万円

詳しくは、ハローワークまで

## 次のような場合は、ハローワークに報告をお願いします!

年齢に関係なく 10 人以上の解雇者がある場合	企業整備状況(報告第 2 号)
年齢に関係なく 30 人以上(1ヶ月の期間内)の解雇者がある場合	大量離職届
年齢に関係なく 30 人以上(1ヶ月の期間内)に事業規模の縮小等による場合	再就職援助計画書 但し、30 人に満たない場合でも、事業所が希望するときは、作成できる
障害者の解雇がある場合	次の事項を記載した届出書 氏名・性別・年齢・住所・従事していた職種・解雇の年月日及び理由
45 歳以上 65 歳未満の方を 5 人以上「事業主都合による解雇等」又は「継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」を出す場合	多数離職届出書 なお、人数に関わりなく、再就職を希望する方が、事業主に対して求職活動支援書の作成・交付を求めた場合は、求職活動支援書を作成・交付すること

## 新しい助成金のご案内

### 若年者等正規雇用化特別奨励金

「年長フリーターおよび30代後半の不安定就労者」又は「採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等」を正規雇用する事業主が、一定期間毎に引き続き正規雇用している場合に奨励金が支給されます。

正規雇用する場合とは

「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間の30時間未満の者を除く。）として雇用する場合」を指します。

### 高齢者雇用開発特別奨励金

雇入れ日も満年齢が65歳以上の離職者\*をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用する事が確実な場合に限る）に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

（\*）以下の要件を満たす者に限ります。

- ①雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にならない者
- ②雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者
- ③雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あった者

### 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

\* この内容は、2月10日現在のものであり変更の可能性あります。

#### 1) 対象事業主

- ・常用労働者数が56人以上300人以下の事業主
- ・平成21年2月6日以降に対象労働者（障害者）を安定所の紹介により一般被保険者として1人以上（精神障害者である短時間労働者として雇い入れる場合は2人以上）雇い入れ、かつ、対象労働者を奨励金の支給後も引き続き雇用することが確実であると認められる事業主

#### 2) 対象労働者

- ・身体障害者：身体障害者手帳の1級から6級に該当する方
- ・知的障害者：療育手帳の交付を受けている方、又は児童相談所等で判定を受けている方
- ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方  
(医師の意見書のみは不可)

### 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

(平成21年2月6日から平成24年3月31日まで)

#### 支給対象事業主

「2009年問題」への対応を検討されている事業主の方等で、次のいずれにも該当する場合は、奨励金の支給対象となります。

- ① 6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6か月以上の有期（更新有の場合に限ります。）で直接雇い入れる場合。
- ② 労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合。

詳しくは、ハローワークまで